

2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です

2月7日は「北方領土の日」です。日本とロシアが1855年に、国境を択捉島とウルップ島の間に定めた「日魯通好条約」が調印された日をもとに、昭和56年1月に制定されました。

北方四島(択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島)は日本固有の領土です。北方領土問題の早期解決に向け皆で関心を持ち、理解を深めましょう。

詳しくは、内閣府北方対策本部(☎03-5253-2111)へ。

内閣府北方領土

検索

(広報課 ☎328-2043)

講演会・相談会

熊本市消防団意見発表会

無料

地域を守る消防団員が普段の活動で感じた意見、取り組みなどを発表します。

消防団員の熱い思いを聞いてみませんか。

▶日時 2月1日(日) 午前9時～

▶場所 富合ホール(アスパル富合)

▶申込み 当日直接会場へ

(消防課消防団室 ☎372-2770)

マンション大規模修繕セミナー

無料

マンションの長寿命化に向けた修繕工事を支援するため、マンション大規模修繕セミナー実行委員会主催によるセミナーを開催します。

▶日時 2月8日(日) 午後0時半～4時

▶場所 くまもと森都心プラザA・B会議室

▶内容 「安心できる大規模修繕工事の進め方」ほか5部制のセミナー、無料相談会など

▶講師 国土交通省、NPO法人全国マンション管理組合連合会、(一社)マンション計画修繕施工協会ほか

▶対象 マンション管理組合、マンション居住者、マンション管理士、施工業者など

▶定員 30人(先着順)

▶申込み ホームページ(<http://www.mks-as.net/seminar>)またはファクス(0120-602-522)に氏名、住所、電話番号、参加人数、熊本会場へ参加する旨を書いてマンション大規模修繕セミナー実行委員会事務局へ

詳しくは、上記事務局(☎0120-602-523)へ。

(建築計画課 ☎328-2438)

エコライフ講演会

無料

わたしたちが毎日食べている野菜に、来年から機能性食品の表示ができるようになります。その理由をわかりやすくお話しします。

▶日時 2月24日(火) 午後2時～3時半

▶場所 国際交流会館 5階大広間

▶演題 「おいしい野菜には、わけがある。～私たちの身体は、毎日の食べ物から作られている～」

▶講師 田中 誠さん(社団法人 日本有機農業普及協会 インストラクター)

▶対象 どなたでも

▶定員 100人(先着順)

▶持参品 スリッパなど、靴袋

▶申込み 2月3日から電話で消費者センター(☎353-5757)へ

多文化共生社会を考える 人権シンポジウム

無料

日本に入国する外国人が増える中、国際化時代にふさわしいお互いの人権を尊重しあう共生社会について考えます。

▶日時 2月24日(火) 午後1時半～4時

開場:午後1時

▶場所 国際交流会館6階ホール

▶ゲスト 田村 太郎さん((特)多文化共生マネージャー全国協議会代表理事)

▶対象 どなたでも

▶定員 200人(先着順)

▶申込み 代表者氏名、電話番号、参加人数を電話(☎334-1500)、ファクス(370-2002)またはインターネット(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ

(人権推進総室 ☎328-2333)

マンション管理相談会

無料

管理組合による分譲マンションのより良い管理・運営などを目指すため、熊本県マンション管理士会主催による相談会を開催します。

▶日時 2月12日(木) 午後1時半～4時半

※相談は1人30分以内。

▶場所 市庁舎9階会議室

▶相談員 熊本県マンション管理士会

▶申込み 電話で建築計画課(☎328-2438)へ

各区で無料法律相談会を開催します



▶場所・期日

東区(東部公民館)3月1日(日)、18日(水)

西区(西部公民館)3月5日(木)、15日(日)

南区(富合公民館)3月8日(日)、26日(木)

北区(植木文化センター)3月12日(木)、22日(日)

▶時間 午後1時半～4時半

▶対象 市内に住む方(お住まいの区にかかわらずどの区でも相談できます)

▶定員 各日6人(先着順)

▶申込み 2月5日から電話で熊本県弁護士会法律相談センター(予約専用☎325-0020)へ

くらしの中の人権 17

ハンセン病元患者に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

治療薬が開発された後は、ハンセン病患者を隔離する必要はなかったにもかかわらず、国の長年にわたる強制隔離により、多くのハンセン病元患者が人権上の制限や差別などを受けたということがこの問題の核心です。

ハンセン病元患者、さらにはその家族に対する偏見や差別といった人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生じています。

平成15年11月に熊本県内でおきたハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件は、現在もおハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見が根強く残っていることの表れです。

わたしたち1人ひとりが、ハンセン病に対する正しい認識と理解を深めていくことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)

※中央区については広聴課へお問い合わせください。

※同一内容の再相談は受けられません。

詳しくは、広聴課(☎328-2075)へ。

上下水道

下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく

水道水や井戸水・温泉水などを使用する方が、下水道に接続して汚水を流し始めた場合、使用開始の届出が必要です。また、転居などにより使用を廃止する場合にも届出が必要です。廃止の届出がないと、料金が請求され続けますのでご注意ください。

井戸水などを使用している一般家庭において、使用人数や使用用途に変更があった場合も届出が必要です。

※水道水だけを使う場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求しています。

詳しくは、料金課(☎381-1118)へ。

下水道工事が完了した区域は受益者負担金がかかります

下水道工事が完了して、平成26年中に供用開始になった区域では、区域内の土地に対して一度限り、下水道本管などの整備費の一部として、受益者負担金(公簿面積(m²)×200円)がかかります。土地所有者の方には、5月中に受益者申告書を送ります。

※いくつかの区域ごとに、説明会を行う予定です。

(給排水設備課 ☎381-1153)

浄化槽の清掃をしましょう

浄化槽はトイレからなどの排水をきれいに処理して放流する設備です。しかし、処理の過程で汚泥が浄化槽の中



※環境省サイトより転載

に溜まっていくので、年に1回以上は清掃をする必要があります(全ばっき型は年に2回)。清掃をせずに汚物が外に噴き出しているケースが見られますので必ず清掃をしましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

家庭ごみの排出量

(1人1日あたり)

不要になったものが拠点回収に出せるかもしれません。ごみカレンダーやホームページで確認してみましょう!

チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度

562g

→

平成26年度

494g

-12.10%

※資源化された量を除きます。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ!

目標 218ℓ
(平成26年度目標)

平成26年度

(12月)

226ℓ

食器の油分などは古紙や古布でふいてから洗いましょう。水も洗剤も節約できますよ!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。